○上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例施行規則

令和７年３月３１日規則第２号

上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例施行規則

上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例施行規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第１７号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号。以下「条例」という。）の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（附属の島）

第３条　条例第２条第２号に規定する規則で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。

（条例第２条第４号に規定する規則で定める場所）

第４条　条例第２条第４号に規定する規則で定める場所は、次に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める場所とする。

(1)　職員　情報通信技術の活用その他任命権者が適当と認める方法により常時勤務する勤務場所以外の場所において勤務する場合における当該勤務を行う場所

(2)　職員以外の者　勤務場所又は旅行命令権者が前号に掲げるものに相当するものとして認める場所

（条例第２条第６号に規定する規則で定める者等）

第５条　条例第２条第６号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行業者

(2)　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第１３条第１項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第４条に規定する

軌道経営者

(3) 海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２３条の３第２項に規定する船舶運航事業者

(4) 航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業を経営する者

(5) 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第７項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業者

(6) 旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定する旅館業を営む者

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第７条第１項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）第５５条第１項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9) 割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号）第３１条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（組合との契約によりカード等（同法第２条第３項第１号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

２　条例第２条第６号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第３条に規定する規則で定める場合等）

第６条　条例第３条第６項に規定する規則で定める場合は、同条第２項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。

２　条例第３条第６項に規定する規則で定めるものは、条例第２２条第２項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、条例第９条各号、第１０条各号、第１１条各号及び第１２条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第６条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要があ

る額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2)　宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費については、当該各種目について条例第１３条、第１４条及び第１６条並びに第６条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3)　前２号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

３　条例第３条第７項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の同項に規定する者の責めに帰することができない事情とする。

４　条例第３条第７項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1)　現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

(2)　現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（条例第４条第４項に規定する規則で定める事項）

第７条　条例第４条第４項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職名とする。

２　旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、住所又は居所、職名、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

３　旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第１項に定める事項のほか、所属団体又は所属、住所又は居所、役職又は職名、氏名、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

４　旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記

録する。

（旅行命令等の変更の申請）

第８条　旅行者は、条例第５条第１項又は第２項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（鉄道賃の細則）

第９条　条例第９条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2)　軌道法第１条第１項に規定する軌道に類するもの

(3)　外国における前２号に掲げるものに相当するもの

２　条例第９条第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃の細則）

第１０条　条例第１０条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2)　外国における前号に掲げるものに相当するもの

２　条例第１０条第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃の細則）

第１１条　条例第１１条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　航空法第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に

類するもの

(2)　外国における前号に掲げるものに相当するもの

２　条例第１１条第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1)　外国旅行の場合であって、運賃の等級が３以上に区分された航空機により移動するとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

(2)　前号に掲げる場合のほか、一の旅行区間における飛行時間が２４時間以上の移動をするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額

（条例第１２条に規定する規則で定める額等）

第１２条　条例第１２条に規定する規則で定める額は、別表第１のとおりとする。

２　条例第１２条第３号に規定する規則で定めるものは、当該自家用自動車を利用して移動する際に要する燃料費に相当するものとする。

（条例第１３条に規定する規則で定める額等）

第１３条　条例第１３条に規定する規則で定める額は、別表第２のとおりとする。

２　条例第１３条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1)　公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2)　外国の宿泊であって、為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

（宿泊手当の定額等）

第１４条　条例第１５条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、別表第３のとおりとする。

２　宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1)　当該宿泊費又は包括宿泊費が支給される旅行が宿泊を伴う研修であっ

て、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれない場合　前項に定める定額の３分の２の額

(2)　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項に定める定額の３分の２の額

(3)　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項に定める定額の３分の１の額

３　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前２項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第３のとおりとする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の３分の１の額とする。

４　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前３項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（渡航雑費の細則）

第１５条　条例第１６条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

(1)　保険料

(2)　医薬品の購入に係る費用

(3)　携行品の購入に係る費用

(4)　健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5)　条例第１６条に規定する費用に類する又は付随する費用

(6)　前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして別に定める費用

（死亡手当の定額）

第１６条　条例第１７条に規定する規則で定める定額は、９３万円とする。

（退職者等の旅費の細則）

第１７条　条例第１９条第１項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める旅費とする。

(1)　内国旅行中に退職等となった場合　出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費

(2)　外国旅行中に退職等となった場合　出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

（遺族等の旅費の細則）

第１８条　条例第２０条に規定する規則で定めるものは、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

２　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第２条第５号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の調整）

第１９条　条例第２２条第２項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　災害等に起因する業務を行う場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合として旅行命令権者が認める場合

(2)　旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、第１５条に定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合

（旅行依頼等に係る旅費）

第２０条　条例第３条第４項又は第５項の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）

第２１条　条例第７条第１項に規定する請求書の種類は、次に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1)　次号から第４号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合　旅費精算（受領）書又は旅費概算払請求（受領）書

(2)　条例第３条第２項第２号に係る旅費を請求する場合　死亡時旅費請求書

(3)　条例第３条第６項に係る旅費を請求する場合　旅費損失請求書

(4)　条例第３条第７項に係る旅費を請求する場合　旅費喪失請求書

(5)　条例第３条第８項に係る旅費に相当する金額を請求する場合　当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

２　条例第７条第１項に規定する必要な資料の種類は、別表第４のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第４項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証

明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3　条例第７条第７項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第５の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第６の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

4　旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、管理者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第１項第５号に掲げる請求書に代えることができる。この場合において、別表第５中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。

5　旅行命令権者及び会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

6　前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び会計管理者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（旅費の精算に係る期間）

第２２条　条例第７条第２項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して２週間とする。

2　条例第７条第３項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して２週間とする。

（給与の種類）

第２３条　条例第７条第４項及び第２４条第２項に規定する給与の種類は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、管理職手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第２４条　旅行者が組合から通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条

において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（勤務場所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第２５条　勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所又は第４条各号に掲げる場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務場所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務場所等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務場所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

２　既に旅行している者が、旅行地から勤務場所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務場所以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務場所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第２６条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船舶又は航空賃については、外国旅行の規定による。

（年度経過等による区分）

第２７条　移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年上尾伊奈資源循環組合条例第２号。次項において「改正条例」という。）の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」と

いう。）以後に改正条例第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第４号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例第１条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　新規則１７条から第１９条までの規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

４　新規則第６条第２項及び第４項の規定は、新条例第３条第６項及び第７項に規定する者が同条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（派遣職員の特例）

５　旅行者が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７第１項の規定に基づき上尾市又は伊奈町から組合に派遣された職員であり、かつ、上尾市又は伊奈町から給料及び手当の支給を受けている場合にあっては、第２４条中「組合」とあるのは、「上尾市又は伊奈町」と読み替えるものとする。

別表第１（第１２条関係）

自家用自動車の使用距離	費用の額
４㎞未満	０円

４㎞以上８㎞未満	１００円
８㎞以上１２㎞未満	２００円
１２㎞以上１６㎞未満	２００円
１６㎞以上２０㎞未満	３００円
２０㎞以上２４㎞未満	４００円
２４㎞以上２８㎞未満	４００円
２８㎞以上３２㎞未満	５００円
３２㎞以上３６㎞未満	５００円
３６㎞以上４０㎞未満	６００円
４０㎞以上４６㎞未満	６００円
４６㎞以上５２㎞未満	７００円
５２㎞以上５８㎞未満	８００円
５８㎞以上６４㎞未満	９００円
６４㎞以上７０㎞未満	９００円
７０㎞以上８０㎞未満	１，０００円
８０㎞以上９０㎞未満	１，１００円
９０㎞以上１００㎞未満	１，２００円
１００㎞以上１１０㎞未満	１，３００円
１１０㎞以上１２０㎞未満	１，４００円
１２０㎞以上	１，５００円

別表第２（第１３条関係）

１　本邦

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	１３，０００円
青森県	１１，０００円
岩手県	９，０００円
宮城県	１０，０００円
秋田県	１１，０００円
山形県	１０，０００円
福島県	８，０００円

茨城県	１１，０００円
栃木県	１０，０００円
群馬県	１０，０００円
埼玉県	１９，０００円
千葉県	１７，０００円
東京都	１９，０００円
神奈川県	１６，０００円
新潟県	１６，０００円
富山県	１１，０００円
石川県	９，０００円
福井県	１０，０００円
山梨県	１２，０００円
長野県	１１，０００円
岐阜県	１３，０００円
静岡県	９，０００円
愛知県	１１，０００円
三重県	９，０００円
滋賀県	１１，０００円
京都府	１９，０００円
大阪府	１３，０００円
兵庫県	１２，０００円
奈良県	１１，０００円
和歌山県	１１，０００円
鳥取県	８，０００円
島根県	９，０００円
岡山県	１０，０００円
広島県	１３，０００円
山口県	８，０００円
徳島県	１０，０００円
香川県	１５，０００円

愛媛県	１０，０００円
高知県	１１，０００円
福岡県	１８，０００円
佐賀県	１１，０００円
長崎県	１１，０００円
熊本県	１４，０００円
大分県	１１，０００円
宮崎県	１２，０００円
鹿児島県	１２，０００円
沖縄県	１１，０００円

２　外国

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
全ての地域	５９，０００円以内で、管理者が定める額

別表第３（第１４条関係）

区分	宿泊手当（１夜につき）
本邦	２，４００円
外国	５，４００円以内で、管理者が定める額

別表第４（第２１条関係）

区分		添付する資料
１　鉄道賃	条例第９条第１号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	(1)　運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2)　その支払を証明するに足る資料
	条例第９条第２号から第６号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金にあっては、管理者が必要と認める場合に限る。）
２　船賃	条例第１０条第１号に掲げる運賃（運賃の等級が区	(1)　運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2)　その支払を証明するに足る資料

	分された船舶による移動に限る。）	
	条例第１０条第２号から第５号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
３　航空賃	条例第１１条第１号に掲げる運賃	(1)　運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2)　その支払を証明するに足る資料
	条例第１１条第２号及び第３号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
４　その他の交通費（条例第１２条第３号に掲げる費用を除く。）		その支払を証明するに足る資料
５　宿泊費		(1)　その支払を証明するに足る資料 (2)　第１３条第２項各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
６　包括宿泊費		(1)　その支払を証明するに足る資料 (2)　その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
７　渡航雑費		その支払を証明するに足る資料
８　条例第１９条に規定する旅費		(1)　請求する種目に相当するものに応じた１の項から７の項までに掲げる資料 (2)　退職等の事由を証明する資料 (3)　所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料

	(4)　旅行中に退職等となったことを証明する資料
９　死亡時旅費請求書により請求する旅費	(1)　請求する種目に相当するものに応じた１の項から７の項までに掲げる資料 (2)　職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 (3)　遺族であることを証明する資料
１０　旅費損失請求書により請求する旅費	(1)　損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 (2)　旅行命令等の変更、条例第３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第６条第１項に規定する場合に該当することを証明する資料
１１　旅費喪失請求書により請求する旅費	(1)　天災又は第６条第３項に規定する事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 (2)　喪失額を証明するに足る資料
１２　条例第２３条に規定する旅費	(1)　請求する種目に相当するものに応じた１の項から７の項までに掲げる資料 (2)　条例第２３条の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第５（第２１条関係）

区分	記載事項又は記録事項
１　旅費精算（受領）書又は旅費概算払請求（受領）書	(1)　管理者名 (2)　請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名

	(3)　旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 (4)　請求年月日 (5)　概算額、精算額、追給額及び返納額
2　死亡時旅費請求書	(1)　管理者名 (2)　請求者の住所、死亡した当該職員との続柄及び氏名並びに死亡した当該職員の所属、職名及び氏名 (3)　請求額 (4)　種目及びその金額 (5)　請求年月日
3　旅費損失請求書	(1)　管理者名 (2)　次に掲げる事項 ア　請求者が職員である場合にあっては、請求者の所属、職名及び氏名 イ　請求者が職員の遺族である場合にあっては、請求者の住所、職員との続柄及び氏名 ウ　請求者が職員及び遺族以外である場合にあっては、請求者の所属団体、役職及び氏名 (3)　請求額 (4)　種目及びその金額 (5)　損失事由 (6)　請求年月日
4　旅費喪失請求書	(1)　管理者名 (2)　請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名 (3)　請求額

	(4)　喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 (5)　喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 (6)　喪失事由 (7)　請求年月日

備考

1　旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

2　概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、旅費精算（受領）書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。

3　請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第６（第２１条関係）

区分	記載事項又は記録事項
1　鉄道賃	条例第９条第１号に掲げる運賃、同条第２号から第５号までに掲げる料金及び同条第６号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
2　船賃	条例第１０条第１号に掲げる運賃、同条第２号から第４号までに掲げる料金及び同条第５号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
3　航空賃	条例第１１条第１号に掲げる運賃、同条第２号に掲げる座席指定料金及び同条第３号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
4　その他の交通費	金額
5　宿泊費	夜数及び金額

6　包括宿泊費	夜数及び金額
7　宿泊手当	夜数及び定額
8　渡航雑費	金額
9　死亡手当	定額